

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とさせていただきます)

目次

- ◇訓 令 鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
食糧管理法施行規則によるとう精業者の登録
道路交通法による聴聞会の開催
- ◇公安告示

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県社会保険事務所処務規程（昭和三十七年五月鳥取県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条 削除

第三条 事務所に、社会保険調査官を置く。

- 2 社会保険調査官は、社会保険業務の調査及び指導を行なう。
(分掌事務)
- 第四条 事務所における各課の分掌事務は、次のとおりとする。
(共通)

庶務課

- 一 公印の管守に関すること。
 - 二 事務所職員の仕事及び給与に関すること。
 - 三 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
 - 四 前渡資金の出納保管に関すること。
 - 五 歳入外債権の管理に関すること。
 - 六 物品の管理に関すること。
 - 七 経理計画並びに予算及び決算に関すること。
 - 八 保健施設及び福祉施設に関すること。
 - 九 社会保険の広報活動に関すること。
 - 十 事務所の管理に関すること。
 - 十一 その他他課の主管に属しないこと。
- 徴収課
- 一 保険料（国民年金保険料を除く。以下同じ。）その他の歳入金の調査決定に関すること。
 - 二 保険料その他の歳入金の収納に関すること。
 - 三 保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に関すること。
 - 四 過誤納保険料その他の歳入金の還付に関すること。
 - 五 歳入歳出外現金（国民年金に係るものを除く。）の出納保管に関すること。

六 債権管理に關すること。

国民年金業務課

一 国民年金被保険者の資格に關すること。

二 国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳に關すること。

三 国民年金保険料その他の歳入金の調査決定に關すること。

四 国民年金保険料その他の歳入金の収納に關すること。

五 国民年金保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に關すること。

六 国民年金保険料の免除に關すること。

七 国民年金印紙の検認に關すること。

八 国民年金保険料の還付に關すること。

九 国民年金に係る歳入歳出現金の出納保管に關すること。

十 前各号のほか、国民年金に關すること。

(個別)

鳥取社会保険事務所

業務第一課

健康保険のみの被保険者及び健康保険被保険者であるとともに厚生年金

保険被保険者である者に関する次のこと。

イ 被保険者の資格に關すること。

ロ 被保険者の標準報酬に關すること。

ハ 事業所原票及び被保険者原票に關すること。

ニ 被保険者証に關すること。

ホ 被保険者の増減計算に關すること。

ヘ 被扶養者の認定に關すること。

ト 健康保険給付決定に關すること。

チ 厚生年金保険資格関係記録の進達に關すること。

リ その他健康保険に關すること。

業務第二課

一 厚生年金保険のみの被保険者に關すること。

イ 被保険者の資格に關すること。

ロ 被保険者の標準報酬に關すること。

ハ 事業所原票及び被保険者原票に關すること。

ニ 被保険者台帳の記号、番号に關すること。

ホ 被保険者証に關すること。

ヘ 保険給付決定に關すること。

ト 被保険者の増減計算に關すること。

チ 厚生年金保険資格及び給付関係記録の進達に關すること。

リ その他厚生年金保険に關すること。

二 健康保険被保険者であるとともに厚生年金保険の被保険者である者

に關すること。

イ 厚生年金保険被保険者台帳の記号、番号に關すること。

ロ 厚生年金保険給付決定に關すること。

三 日雇労働者健康保険の被保険者に關すること。

イ 被保険者の受給資格に關すること。

ロ 事業所原票及び被保険者原票に關すること。

ハ 保険給付決定に關すること。

ニ 被保険者手帳に關すること。

ホ 印紙購入通帳に關すること。

ヘ 印紙受払報告書、印紙売りさばき状況報告書その他健康保険印紙

に關すること。

ト 日雇労働者健康保険指定市町村の指導及び連絡に關すること。

チ その他日雇労働者健康保険に關すること。

米子社会保険事務所

業務課

健康保険、厚生年金保険及び日雇労働者健康保険の被保険者に關する次のこと。

イ 被保険者の資格及び受給資格に關すること。

ロ 被保険者の標準報酬に關すること。

ハ 事業所原票及び被保険者原票に關すること。

ニ 被保険者台帳の記号、番号に關すること。

ホ 被保険者証に關すること。

ヘ 被保険者の増減計算に關すること。

ト 被扶養者の認定に關すること。

チ 保険給付の決定又は裁定に關すること。

リ 厚生年金保険資格及び給付関係記録の進達に關すること。

ヌ 被保険者手帳に關すること。

ル 印紙購入通帳に關すること。

オ 印紙受払報告書、印紙売りさばき状況報告書その他健康保険印紙に關すること。

ワ 日雇労働者健康保険指定市町村の指導及び連絡に關すること。

カ その他健康保険、厚生年金保険及び日雇労働者健康保険に關すること。

と。

附則

この訓令は、昭和四十年六月十五日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百二十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、豚流行性脳炎予防注射、豚丹毒予防注射、ニューカッスル病予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚の所有者に対して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、肝てつ症、豚丹毒症、

豚流行性脳炎、ニューカッスル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

イ 結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、

分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ロ 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ハ

豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ニ 流行性脳炎予防注射

繁殖用牝豚

ホ ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射

種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び投薬の方法

イ 結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ロ プルセラ病検査……プルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

ハ 肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

ニ ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

ホ 豚丹毒予防注射……豚丹毒予防液皮下注射

ヘ 流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射

ト ニューカッスル病予防注射……ニューカッスル病予防液皮下注射

チ 肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査およびプルセラ病検査

一 実施の期日 実施区域 実施場所

六月二十二日 六月二十五日 関金町 明高、荒田、今西、崎山検診場

〃 二十三日 〃 二十六日 〃 真野原

〃 〃 〃 〃 赤碓町 尾張

〃 二十八日 七月 一日 関金町 経営伝習農場、新興

〃 二十九日 〃 二日 三朝町 坂本、片柴、横手

豚流行性脳炎予防注射

一 実施の期日 実施区域 実施場所

六月二十八日 七月 二日 鳥取市 各豚舎巡回

〃 〃 〃 〃 気高町

〃 二十九日 〃 三日 鳥取市

〃 三十日 〃 五日 気高町

七月 一日 〃 六日 鳥取市

〃 〃 〃 〃 国府町

豚丹毒予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十八日 鳥取市 各豚舎巡回

〃 〃 〃 船岡町 気高町

〃 二十九日 〃 〃 鳥取市 郡家町

〃 三十日 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 智頭町 鳥取市

七月 一日 国府町 智頭町

〃 〃 〃 〃 八東町 気高町

ひな白痢検査およびニューカッスル病予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十二日 鳥取市 各種鶏場巡回

〃 二十三日 〃 〃

〃 二十四日 〃 〃

〃 二十五日 〃 〃 気高町

赤碓町 尾張 〃
 〃 二十八日 関金町 経営伝習農場、新興 〃
 〃 二十九日 三朝町 坂本、片柴、横手 〃

鳥取県告示第三百二十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所 営業所の所在地
 倉振 第二号 昭四〇、五、一四 井戸垣保三 倉吉市堺町二丁目九七七の一 住所に同じ。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年六月十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年六月二十四日 午後一時三十分から

鳥取市吉方 鳥取警察署

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | | |
|----|------------------|---------|--------------|
| 1 | 岩美郡岩美町荒金二六六 | 自動車等運転者 | 北村 巽 |
| 2 | 岩美郡岩美町大字新井二六〇 | 自動車等運転者 | 村上 敏孝 |
| 3 | 鳥取市桂木二五八 | 自動車等運転者 | 奥田 茂 |
| 4 | 鳥取市宮長八七 | 自動車等運転者 | 猪口 武治 |
| 5 | 鳥取市美和一六〇 | 自動車等運転者 | 三浦 尚行 |
| 6 | 鳥取市吉成七三六の一八 | 自動車等運転者 | 森脇 和史 |
| 7 | 鳥取市古海八三八鳥取刑務所内 | 自動車等運転者 | 大山鉄郎こと 趙 旦 第 |
| 8 | 八頭郡家町大字久能寺三一 | 自動車等運転者 | 尾崎 尚徳 |
| 9 | 八頭郡八東町大字東三九一 | 自動車等運転者 | 中島 一久 |
| 10 | 八頭郡河原町片山一九二 | 自動車等運転者 | 山下 隆典 |
| 11 | 気高郡鹿野町大字鹿野一三〇一の二 | 自動車等運転者 | 中尾 政和 |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】